

5年に1度の手続きをお忘れなく

重度心身障害者医療費支給事業の受給者証の更新

重度心身障害者医療費支給事業では、5年に1度、受給者証を更新することとなっています。今年度は更新を行う年ですので、次のとおり手続きをお願いします。

対象／身体障害者手帳1級～3級、療育手帳④からB、精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方（各手帳取得時の年齢が65歳以上の方は対象外）、65歳未満の時に一定の障がいをもち、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

手続き方法／対象者には、8月下旬に重度心身障害者医療費受給資格登録申請書を送付します。必要事項を記入し、福祉課又は両支所福祉グループに提出してください

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2678）

請求はお済みですか？

第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

第10回特別弔慰金は、戦没者の死亡当時のご遺族で基準日（平成27年4月1日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、下記の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等と生計関係等にあった①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 4. 前記以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 5. 1～4以外の三親等内親族で戦没者等の死亡時まで1年以上生計関係のあった方
- ※先順位者が平成27年4月1日において死亡している場合は、次の順位の方が請求者になります

支給内容／額面25万円の5年償還の記名国債で支給 **請求窓口**／福祉課社会福祉担当・両支所福祉グループ

請求期限／平成30年4月2日(月)※期限を過ぎると受給できませんので早めに請求してください

問い合わせ／福祉課社会福祉担当（内線2613）

避難行動要支援者支援制度

災害が発生した時や災害のおそれがある時に、支援が必要な高齢者や障がいのある方に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で速やかに安全に行われるための仕組みを地域の皆さんとともにつくっています。災害時に支援を希望する方は「鴻巣市避難行動支援者登録申請書」の提出をお願いします。申請された方の情報を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画で定めた避難支援等関係者に提供し、登録した方を支援します。

登録できる方（避難行動要支援者）／次のすべてを満たす方 ○災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方で、避難にあたり、支援を要し、かつ、家族等の支援を得られない状況にある方

○避難支援等関係者への個人情報の提供に同意する方

申込み・問い合わせ／福祉課社会福祉担当（内線2613）

老神温泉でホッと一息

鴻巣市民限定サービス

本市の観光協会と群馬県沼田市の観光協会では、友好交流協定を締結しています。沼田市の観光協会に属する老神温泉観光協会の老神温泉旅館組合では、加盟する旅館に宿泊された方に、鴻巣市民限定サービスを提供しています。

☆館内利用券1,000円分とオリジナル手ぬぐいをプレゼント！

★ご予約の際に「鴻巣市友好協定記念プラン」とお伝えください

実施期間／平成30年6月末まで

その他／国民健康保険等の保養施設利用契約ホテル・旅館もありますので、併せてご利用ください

問い合わせ／鴻巣市観光協会（☎540-3333）

武蔵 鴻巣伝 群読劇

「日本書紀」は記す。～武蔵ノ国の造 笠原直使主と同族小杵とが争う～

鴻巣市観光大使の平山八重さんの演出による市民劇団「群読懇話会」の語りと音楽が織りなす地讃地唱の物語をお届けします。（鴻巣市コミュニティ協議会後援事業）

とき／9月2日(土)14時～15時45分(開場＝13時45分)

ところ／こうのすシネマ多目的ホールA（4階ロビーで当日受付）

費用／1,000円（参加費） **定員**／100人（先着順）

問い合わせ／（主催）Yae語りの会・☎090-6179-8587、自治文化課市民活動推進担当（内線3111）

※群読＝文章や詩を分担し朗読すること

